

申告書の記入例(表面)

申告書の記入には、鉛筆や「消せるボールペン」を使用しないでください。資料の添付や提示が必要な場合がありますのでご注意ください。

記当収入が記入しなくてはならない項目は、この部分のみを記入してください。

※各種健康保険等の支払額を記入してください。証明書の添付または提示が必要です。国民健康保険、介護保険、後期高齢医療保険については証明書は不要です。

令和3年度分		市民税・県民税・国民健康保険税 兼介護保険第1号被保険者保険料 申告書 兼後期高齢者医療保険料		地区名	台帳No.
須崎市長様		現住所	須崎市 山手町1番7号	整理番号	
提出年月日	年 月 日	1月1日現在の住所	同上	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
3 2 20		フリガナ		業種又は職業	会社員
		氏名	須崎 太郎	電話番号	0889-00-XXXX
				生年月日	代理申告者氏名
				明・大 昭 平・令 30・7・20	印
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	1 収入金額等	事業 営業等 ア
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		業 農業 イ
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額		2 所得金額	不 不動産 ウ
	301,500	50,000			利 子 エ
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		3 所得金額	配 当 オ
	国民健康保険	235,800			給 与 カ
⑬ 生命保険料控除	合 計			4 所得から差し引かれる金額	公的年金等 キ
	235,800				そ の 他 ク
⑭ 地震保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	125,800	5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	短 期 ケ
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	83,166		長 期 コ
⑮ 障害者控除	介護医療保険料の計		17,560	6 雑所得	一 時 サ
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	25,632		事 業 ①
⑯ 寡婦控除	寡婦・ひとり親 勤労学生控除	ひとり親 控除		7 雑所得	農 業 ②
					不 不動産 ③
⑰ 障害者控除	フリガナ氏名	須崎 一郎	障害の程度	8 雑所得	利 子 ④
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	身体3		配 当 ⑤
⑱ 配偶者控除	フリガナ氏名	須崎 恵子	生年月日	9 合計	給 与 ⑥
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	明・大 昭 平・令 31・8・5		雑 ⑦
⑲ 扶養控除	フリガナ氏名	須崎 一郎	生年月日	10 雑損控除	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ⑧
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	明・大 昭 平・令 62・10・9		同 居 ・ 別 居 の 区 分
⑳ 扶養控除	フリガナ氏名	須崎 春子	生年月日	11 医療費控除	合 計 ⑨
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	明・大 昭 平・令 24・4・2		同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉑ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	12 社会保険料控除	154,355
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉒ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	13 小規模企業 共済等掛金控除	235,800
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	14 生命保険料控除	70,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉔ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	15 地震保険料控除	12,816
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉕ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	16 寡婦・ひとり親 控除	260,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉖ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	17 勤労学生・ 障害者控除	380,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉗ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	18 配偶者控除	330,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉘ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	19 配偶者特別控除	330,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉙ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	20 扶養控除	430,000
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
㉚ 扶養控除	フリガナ氏名		生年月日	21 基礎控除	1,872,971
	個人番号				同 居 ・ 別 居 の 区 分
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。				扶養控除 合計 33	

所得の種類と計算方法については、別紙を参照してください。

この部分については、未記入でも差し支えありません。左側3「所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入漏れのないようご注意ください。

給与や公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる税金の納税方法が選べます。
 ● 給与から差引き・・・主たる勤務先の給与から天引きします。
 ● 自分で納付・・・給与と年金以外の所得にかかる住民税は、ご自身で納付していただきます。勤務先へは通知されません。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
 分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

申告書の記入例(裏面)

給与所得の源泉徴収票がない場合は、給与明細などを参考にして、各月の収入金額と賞与、その合計金額を記入してください。
収入金額とは税金や社会保険料などが引かれる前の金額で、交通費は含みません。

別途、収支内訳書の作成と提出が必要です。

寄附金の種類ごとに、支払金額を記入してください。
ふるさと納税分は「都道府県、市区町村分」へ記入してください。
証明書の添付または提示が必要です。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	収
		円			円
1					56,600
2					56,800
3					56,900
4					55,900
5					56,500
6					56,200
7					56,500
8					56,300
9					56,800
10					56,800
11					56,900
12					56,700
賞 与 等		円			
合 計		678,900			
勤務先所在地		須崎市山手町1-2-3			
勤務先名		須崎商店			
電話番号		0889-00-XXXX			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		1,253,700 円	839,900 円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
		・		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	OX生命	650,000 円	500,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期		円	円	円	円
	長期					
一時						

右上のイの金額を表面のイに、ロの金額を表面のロに、ハの金額を表面のサに記入してください。

右のニの金額を表面の③の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額
スガキ シロウ	須崎 次郎	子	11.15	令	500,000 円										
氏名	須崎 次郎	続柄	子	生年月日	11.15	明・大・昭	令	専従者給与(控除)額	500,000 円	専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額	
氏名		続柄		生年月日		明・大・昭	令	専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額	
氏名		続柄		生年月日		明・大・昭	令	専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額		専従者給与(控除)額	
所得税における青色申告の承認の有無						承認あり	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし	承認なし
合計額										500,000					

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
損失額、被災損失額(白)	円
前年中の閑廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/>	他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
フリガナ	氏名	個人番号	住所
フリガナ	氏名	個人番号	住所
フリガナ	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	株式等譲渡所得割額控除額

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	寄附金
都道府県、市区町村分	30,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ着附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭	特別障害者に該当する場合	級 別	別居の場合の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭	特別障害者に該当する場合	級 別	別居の場合の住所
氏名							
氏名							
氏名							

事業専従者がいる場合は記入してください。

- ・税務署で青色申告の承認を受けている場合は、支払った給与の額が控除額になります。
- ・その他の場合は、次の①または②のいずれか少ない金額です。

- ①配偶者:86万円 その他の親族:(1人につき)50万円
- ②(事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者+1)

令和3年度 所得の種類と計算方法

項目	所得の種類	概要	所得の計算方法																																																														
ア、①	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などのいわゆる営業作家、外交員、大工などの自由職業、漁業などの事業 など	収入金額-必要経費=所得金額																																																														
イ、②	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産 など	収入金額-必要経費=所得金額																																																														
ウ、③	不動産	土地や建物などの貸付から生じる所得	収入金額-必要経費=所得金額																																																														
エ、④	利子	国外で支払われる預金等の利子などで国内で源泉徴収されないもの など	収入金額=所得金額																																																														
オ、⑤	配当	剰余金の配当や投資信託の収益の分配 など ※上場株式等の配当は、配当割が源泉徴収されていますので、原則申告は不要です。申告する場合は、申告書裏面「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」へ配当割額の記入をしてください。	収入金額-元本取得に要した負債の利子=所得金額																																																														
カ、⑥	給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与	下表のとおり																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>収入金額-550,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>給与収入金額÷4千円未満切り捨て算出額=A A×2.4+100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>A×2.8-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>A×3.2-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>収入金額×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td>収入金額-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>		給与等の収入金額	給与所得の金額	～ 550,999円	0円	551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円で求めた金額	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4千円未満切り捨て算出額=A A×2.4+100,000円	1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円	3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円	8,500,000円～	収入金額-1,950,000円																																						
		給与等の収入金額	給与所得の金額																																																														
		～ 550,999円	0円																																																														
		551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円で求めた金額																																																														
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																																																														
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																																																														
		1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																																																														
		1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																														
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4千円未満切り捨て算出額=A A×2.4+100,000円																																																														
1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円																																																																
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円																																																																
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円																																																																
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円																																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※所得金額調整控除の適用を受ける方は、左表により算出された給与と所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いてください。</p> </div>																																																																	
キ、⑦	雑 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、企業年金、恩給などに係る所得 ※遺族年金、障害年金は非課税所得のため、申告は不要です。	下表のとおり																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">65歳未満の方(昭和31年1月2日以後生まれ)</th> <th colspan="4">65歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれ)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公的年金の収入 ①</th> <th colspan="3">雑所得(年金)以外の合計所得金額</th> <th rowspan="2">公的年金の収入 ①</th> <th colspan="3">雑所得(年金)以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円超 2千万円以下</th> <th>2千万円超</th> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円超 2千万円以下</th> <th>2千万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円以下</td> <td>①-60万円</td> <td>①-50万円</td> <td>①-40万円</td> <td>330万円以下</td> <td>①-110万円</td> <td>①-100万円</td> <td>①-90万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 410万円以下</td> <td>①×75%- 27.5万円</td> <td>①×75%- 17.5万円</td> <td>①×75%- 7.5万円</td> <td>330万円超 410万円以下</td> <td>①×75%- 27.5万円</td> <td>①×75%- 17.5万円</td> <td>①×75%- 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>①×85%- 68.5万円</td> <td>①×85%- 58.5万円</td> <td>①×85%- 48.5万円</td> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>①×85%- 68.5万円</td> <td>①×85%- 58.5万円</td> <td>①×85%- 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>①×95%- 145.5万円</td> <td>①×95%- 135.5万円</td> <td>①×95%- 125.5万円</td> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>①×95%- 145.5万円</td> <td>①×95%- 135.5万円</td> <td>①×95%- 125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>①-195.5万円</td> <td>①-185.5万円</td> <td>①-175.5万円</td> <td>1,000万円超</td> <td>①-195.5万円</td> <td>①-185.5万円</td> <td>①-175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>		65歳未満の方(昭和31年1月2日以後生まれ)				65歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれ)				公的年金の収入 ①	雑所得(年金)以外の合計所得金額			公的年金の収入 ①	雑所得(年金)以外の合計所得金額			1千万円以下	1千万円超 2千万円以下	2千万円超	1千万円以下	1千万円超 2千万円以下	2千万円超	130万円以下	①-60万円	①-50万円	①-40万円	330万円以下	①-110万円	①-100万円	①-90万円	130万円超 410万円以下	①×75%- 27.5万円	①×75%- 17.5万円	①×75%- 7.5万円	330万円超 410万円以下	①×75%- 27.5万円	①×75%- 17.5万円	①×75%- 7.5万円	410万円超 770万円以下	①×85%- 68.5万円	①×85%- 58.5万円	①×85%- 48.5万円	410万円超 770万円以下	①×85%- 68.5万円	①×85%- 58.5万円	①×85%- 48.5万円	770万円超 1,000万円以下	①×95%- 145.5万円	①×95%- 135.5万円	①×95%- 125.5万円	770万円超 1,000万円以下	①×95%- 145.5万円	①×95%- 135.5万円	①×95%- 125.5万円	1,000万円超	①-195.5万円	①-185.5万円	①-175.5万円	1,000万円超	①-195.5万円	①-185.5万円	①-175.5万円
		65歳未満の方(昭和31年1月2日以後生まれ)				65歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれ)																																																											
		公的年金の収入 ①	雑所得(年金)以外の合計所得金額			公的年金の収入 ①	雑所得(年金)以外の合計所得金額																																																										
			1千万円以下	1千万円超 2千万円以下	2千万円超		1千万円以下	1千万円超 2千万円以下	2千万円超																																																								
		130万円以下	①-60万円	①-50万円	①-40万円	330万円以下	①-110万円	①-100万円	①-90万円																																																								
		130万円超 410万円以下	①×75%- 27.5万円	①×75%- 17.5万円	①×75%- 7.5万円	330万円超 410万円以下	①×75%- 27.5万円	①×75%- 17.5万円	①×75%- 7.5万円																																																								
410万円超 770万円以下	①×85%- 68.5万円	①×85%- 58.5万円	①×85%- 48.5万円	410万円超 770万円以下	①×85%- 68.5万円	①×85%- 58.5万円	①×85%- 48.5万円																																																										
770万円超 1,000万円以下	①×95%- 145.5万円	①×95%- 135.5万円	①×95%- 125.5万円	770万円超 1,000万円以下	①×95%- 145.5万円	①×95%- 135.5万円	①×95%- 125.5万円																																																										
1,000万円超	①-195.5万円	①-185.5万円	①-175.5万円	1,000万円超	①-195.5万円	①-185.5万円	①-175.5万円																																																										
ク、⑦	雑 (その他)	原稿料、講演料、個人年金など他の所得に当てはまらない所得	収入金額-必要経費=所得金額																																																														
ケ、⑧	総合譲渡 (短期)	機械、船舶、書画、骨董など、分離課税の対象となる資産(土地、建物、有価証券など)以外の資産を譲渡したときの所得	収入金額や必要経費などを、申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して、所得金額を計算してください。 ※特別控除は最大50万円																																																														
コ、⑧	総合譲渡 (長期)	※所有期間が5年以下の場合は短期、5年超の場合は長期となります。																																																															
サ、⑧	一時	賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金 など																																																															